

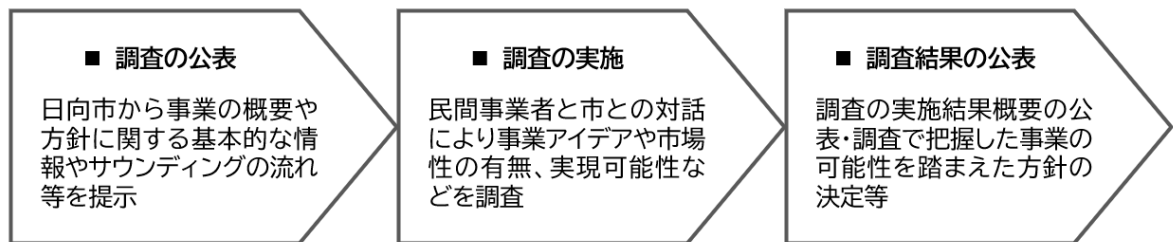
令和 7 年度日向市図書館複合施設整備に係るサウンディング型市場調査 実施要領

1 サウンディング型市場調査の名称

令和 7 年度日向市図書館複合施設整備に係るサウンディング型市場調査

- ※ サウンディング型市場調査（以下「本調査」という。）とは、事業の検討段階で、民間事業者と対話し、事業アイデアや市場性の有無、実現可能性などを把握するための調査手法です。官と民がパートナーとして対話を重ね、より良い事業のあり方を共に創り上げていくことを目指します。

【本調査の流れ】



2 概要

(1) 目的

現在の日向市立図書館は、旧日向保健所(昭和 40 年建築)を改修し、平成 9 年に新たな図書館として開館しましたが、建築から約 60 年が経過し、施設の老朽化が進んでいるため、安全性や快適性に問題が生じています。

また、現在では市民の図書館に対するニーズも多様化・複雑化しており、学習・交流の場の提供やデジタルサービスの充実、地域情報の発信など、サービスの向上が求められています。

これらの状況を踏まえ、市民の皆さんが利用しやすい「知の拠点」であり、新たな「交流拠点」となる図書館複合施設の整備に向けた検討を進めています。

本調査では、民間事業者との対話を通して、図書館複合施設の導入機能や小さな官民連携（PPP）に関するアイデア、現状の地域における民間事業者の活動実態等を把握することで、事業の可能性と実現性を検討し、今後の図書館複合施設の整備の方針の決定等に活かすことを目的とします。

「小さな官民連携（PPP）」とは

大規模なインフラ整備や事業運営における PPP 手法（DBO、PFI 等）にとどまらず、より身近で地域に密着した小規模な事業として、自治体（官）と民間事業者や市民（民）が協力し合い地域に新たな賑わいや価値を創出することを目指す取り組み。

(2) スケジュール

日 程	内 容
令和 7 年 9 月 16 日 (火)	実施要領の公表
10 月 15 日 (水)	参加申込締切
10 月 28 日 (火) 以降	「本調査」の実施
12 月上旬 以降	実施結果概要の公表

3 対象

(1) 施設概要

- 施設名称：(仮称) 日向市図書館複合施設
- 導入機能：図書館＋機能を複合的に整備（検討中）
令和 7 年 2 月に策定した「日向市図書館複合施設整備基本方針」（以下「基本方針」という。）にて、新たな図書館複合施設は、「知の拠点」である図書館を核とし、複合的に整備することにより相乗効果が期待できる機能を整理しました。現在、具体的な複合施設の機能や規模について検討しています。

【参考】日向市図書館複合施設整備基本方針（抜粋）

(1) 図書館に新たな加えることが可能な機能

項 番	複合施設や機能の事例（その理由および期待される効果）		同じ機能を持つ 市の関連施設等
	施設・機能	理由	
1	多目的ホール	交流拠点の形成、多様なニーズ対応	中央公民館、文化交流センター
2	カフェ、飲食スペース	滞在型施設への転換、くつろぎの空間	
3	コワーキングスペース	働く世代の支援、創造活動支援	
4	I C T 支援、デジタルラボ	デジタルデバイドの解消、先進技術の導入	
5	地域資料・文化財展示室	地域の文化歴史の継承、生涯学習の充実	
6	防災拠点機能	災害時の拠点確保、防災意識の向上	市役所、総合体育館
7	ティーンズコーナー	中高生の利用促進、学習・交流の場	
8	テラス、屋外スペース	憩いの空間創出、賑わい創出	

(2) 図書館に複合する施設として新たに整備する必要があるもの

番 号	複合施設や機能の事例（その理由および期待される効果）		同じ機能を持つ 市の関連施設等
	施設・機能	理由	
1	子育て支援センター	子どもの健全な成長支援	子育て支援センター、こども遊センター
2	生涯学習センター	学びの機会の提供、世代間交流の促進	公立公民館
3	健康増進施設	健康寿命の延伸、リフレッシュの場	市民健康管理センター、総合体育館
4	市民活動支援センター	地域コミュニティの強化、市民参画	市民活動支援センター
5	屋内遊戯施設	子育て支援、親子の交流促進、遊び場	
6	クッキングスタジオ	食育の推進、交流の場の提供	公立公民館
7	防音室・音楽練習室	若者の交流の場づくり、居場所づくり	中央公民館

(3) 同じ機能を持つ市の関連施設

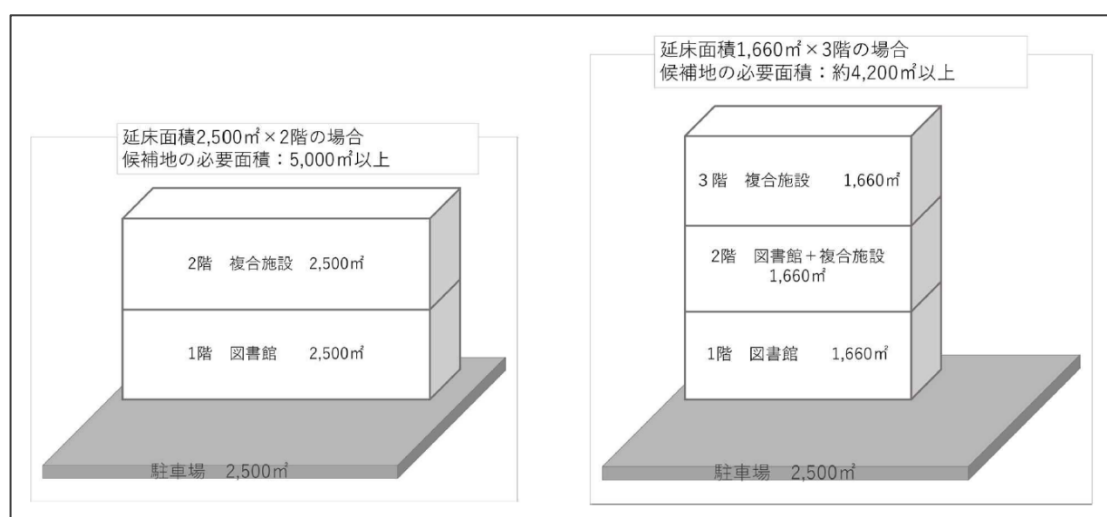
市の関連施設の内、耐用年数が経過している施設、一部機能移転が可能な施設は以下のとおりです。

	対象施設	建築年度	経過年数	耐用年数	備考
1	日向市中央公民館	1980 (S55)	44 年	50 年	
2	日向市民健康管理センター (旧館)	1981 (S56)	43 年	50 年	新館は 1992 (H4) 年建築
3	市民活動支援センター				日向市文化交流センター2 階
4	こども遊センター				日向商工会議所 1 階
5	子育て世代包括支援センター 子ども家庭総合支援拠点				市役所 1 階こども課内

・ 敷地面積：(検討中)

「基本方針」にて、新たな図書館複合施設は、2 階建ての場合は約 5,000 m²以上、3 階建ての場合は約 4,200 m²以上の敷地面積が必要となるとし、施設の機能に応じて必要な敷地面積も決定することとしています。

【参考】日向市図書館複合施設整備基本方針（抜粋）



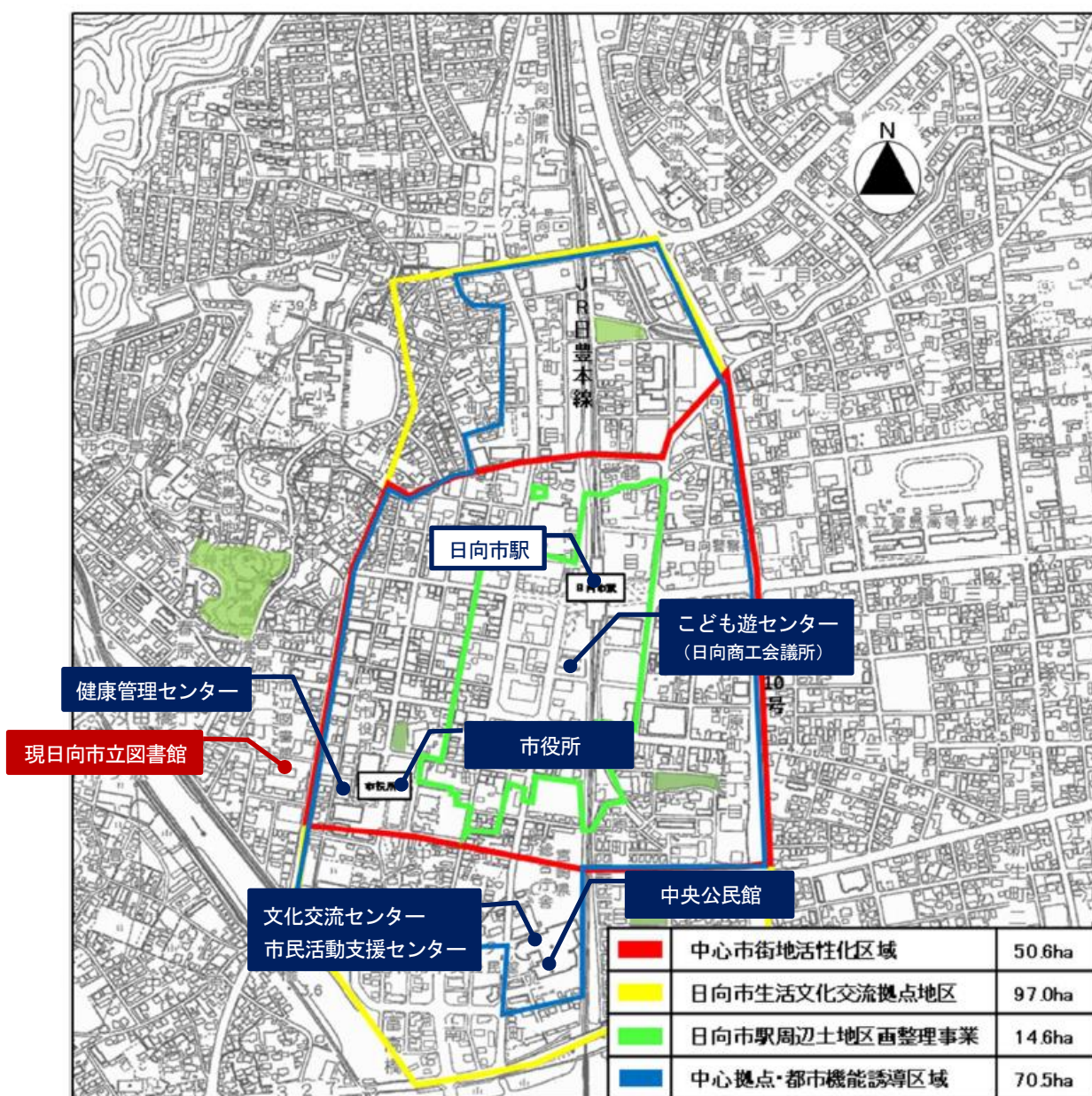
・ 建設場所：日向市内（検討中）

「基本方針」にて、日向市駅など交通機関の利便性の高い、中心市街地に新たな図書館複合施設を整備することが望ましいとし、考え方を以下の通り整理しています。

<候補地の考え方>

- 中心市街地で、4,200 m²以上の土地であること。
- 駐車場用地が不足する場合は、近隣施設との共有や新たな土地の購入等も含めた検討を行う。

(2) 位置図



(3) 現在の検討状況

- ① 「日向市図書館複合施設整備基本方針」の策定（令和7年2月）
図書館複合施設の整備に向けて、現状と課題を整理し、市民ニーズを把握した上で、基本的な考え方や今後の方向性を示す「日向市図書館複合施設整備基本方針」を策定しました。
- ② 「日向市図書館複合施設基本構想」の策定（検討中）
「基本方針」を踏まえ、図書館複合施設の役割・機能や規模等を検討し、その具体的な内容を「日向市図書館複合施設基本構想」に示していきます。

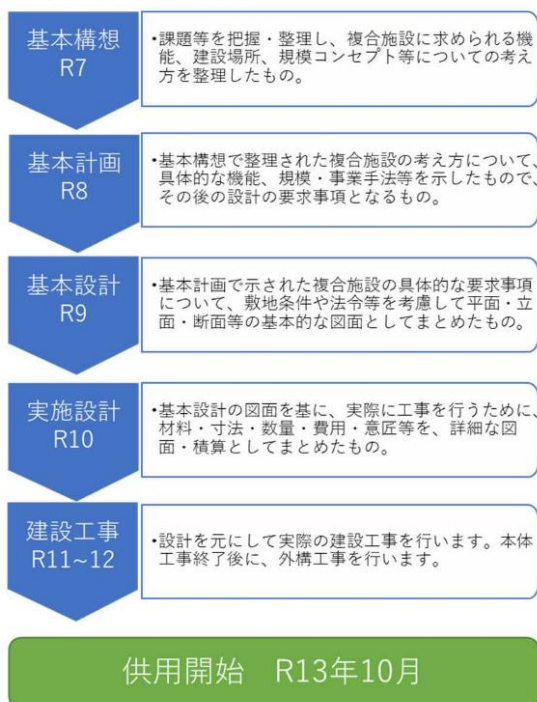
③ 次年度以降の想定

事業手法は今後の検討事項となりますが、従来手法と PPP/PFI 手法における図書館複合施設整備までの一般的な流れは下記のとおりです。

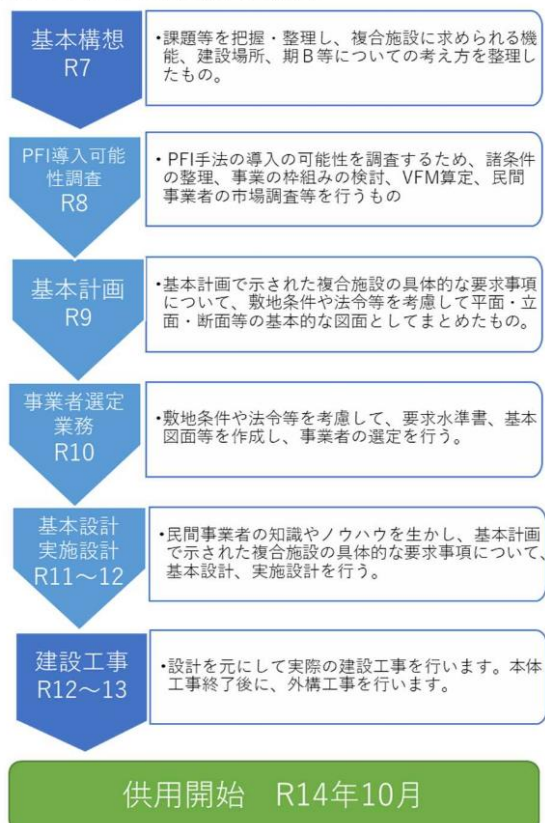
- ・ 従来手法の場合、令和 12 年度末に完成、令和 13 年 10 月の供用開始を目指します。
- ・ PPP/PFI 方式の場合、令和 13 年度末に完成、令和 14 年 10 月の供用開始を目指します。

【参考】日向市図書館複合施設整備基本方針（抜粋）

●従来手法の場合



●PPP/PFI手法の場合



4 図書館複合施設の基本理念

新しい図書館複合施設は、「学びの種をまき、創造の芽を育て、希望の実を結ぶ 市民のサードプレイス」を基本理念とし、すべての世代が集い、成長できる場を提供します。

この基本理念のもと、新しい図書館複合施設は、学びと創造の拠点として市民の生活を豊かにし、地域の未来を照らす「希望の実」を結ぶ場所となることを目指します。

【参考】日向市図書館複合施設整備基本方針（抜粋）

方針 1「学びの種をまき」：人々に学びの機会やきっかけを提供し、知識の基礎を築く

市民一人ひとりの知的好奇心を刺激し、学習意欲に応える多様な学びの機会を提供します。図書館の豊富な蔵書や資料に加えて、子育て支援施設や遊び場を備えることで、子どもが遊びながら自然に学べる環境を整え、知識の基礎を築き、学びの重要性を広めます。



方針 2「創造の芽を育て」：学びを通じて得た知識をもとに、創造性や新たなアイデアを育む

様々なワークショップや体験型プログラムが開催できる場所を設け、実践的な学びと創造の場を提供することにより、創造性や新たなアイデアを育みます。市民の皆さんが個々に持つ創造性や革新的な思考を促進し、新しい価値の創出を支援します。



方針 3「希望の実を結ぶ」：学びと創造の成果が、個人や地域の未来への希望や発展につながる

学びと創造のプロセスを通じて得られた成果が、個人の成長だけでなく、地域社会全体の発展や未来への希望につながることを目指します。市民の皆さんの交流と協働を促進し、世代や分野を超えたネットワークを築くことで、コミュニティの絆を深め、持続可能なまちづくりを実現し、未来への希望と発展につなげます。



方針 4「市民のサードプレイス」：誰もが安心して快適に過ごせる「第三の居場所」

家庭や職場、学校ではない「第三の居場所（サードプレイス）」として、市民が自由に集い、安心して快適に過ごせる場を提供します。世代や背景を問わず、誰もが利用できる開かれた空間として、市民が主役となり、共創により交流や情報交換の拠点を築きます。

※ 図書館複合施設整備に関連する上位計画の詳細は、市ホームページにてご確認ください。

計画名	掲載場所・アドレス
第3向日向市総合計画・前期基本計画	政策・計画「日向市総合計画」 https://www.hyugacity.jp/sp/display.php?clist=0161
第3期日向市総合戦略	政策・計画「日向市人口ビジョン・総合戦略」 https://www.hyugacity.jp/sp/display.php?clist=1018
日向市都市計画マスタープラン	政策・計画「日向市総合計画」 > 都市計画マスタープラン https://www.hyugacity.jp/sp/display.php?clist=2481

5 実施方法

(1) 参加資格

本調査に参加できるのは、図書館複合施設整備事業における下記のキーワードに関連した領域で事業展開を行っており、本事業への参入や連携等について関心を有する以下①～③を満たす法人又は個人事業主とします。

キーワード

「知の拠点」	子ども、子育て世代、若者	学び	交流
子育てを支える環境	第三の居場所 (サードプレイス)	カフェ・飲食	ICT支援・デジタルラボ・ものづくり
コワーキング	クッキングスタジオ	共創・まちづくり	地域文化

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 役員等が日向市暴力団排除条例（平成 23 年日向市条例第 23 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- ③ 日向市内に拠点が所在し、事業を行っていること。

(2) 参加申込

参加を希望する民間事業者の方は、別紙参加申込書をメール又は電子申請にてお申込みください。

申 込 期 限	令和 7 年 10 月 15 日（水）17 時まで
申 込 先	日向市総合政策部 総合政策課 図書館複合施設準備係（担当：野村） メール : sougou@hyugacity.jp 電子申請 URL : https://logoform.jp/form/qfqE/1209361 電話番号 : 0982-52-2111（内線 2212） ※ メールの場合、件名を「日向市図書館複合施設整備に係るサウ ンディング調査参加申込」とし、必要事項を記載した参加申込書 を添付してください。

(3) 趣旨

① 主な内容

本調査は、一方的なヒアリングや提案ではなく、より相互性を意識した対話を行う場として実施します。前記の「2 概要」「3 対象」「4 図書館複合施設の基本理念」を踏まえ、主に次の項目について、ご意見やアイデアをお聞かせいただき協働・共創の可能性について対話を行います。

ア 本事業や日向市図書館複合施設への関心やアイデア

- ・ 本事業の方向性についての感触
- ・ 地域性を活かした事業のイメージ
- ・ 20～30年後を見据えた関心のあり方
- ・ 地域環境から積み上げていく事業・サービスのあり方についてのアイデア
- ・ ユニークかつ小さな官民連携、産官学民連携の可能性
- ・ 図書館複合施設に取り入れると良いのではないかと考える視点

イ 地域における事業展開の実態

- ・ 現状の地域における事業実践の考え（可能性や課題）

ウ 懸念事項等

- ・ 本事業に参入するにあたっての課題、障壁と考える事項
- ・ 本市に対して協力や配慮を求めたい事項

エ その他、本事業に関する自由提案・自由意見

② 日時等

- ・ 連絡 参加申込書をもとに別途調整し、担当者宛に連絡します。
- ・ 候補日 令和7年10月28日（火）、11月6日（木）、7日（金）、10日（月）
※上記候補日のいずれも都合がつかない場合はご相談ください。
- ・ 実施方法 Web 会議方式（Zoom ミーティング）
※接続用 URL・ID、パスワードは別途通知します。

6 留意事項

(1) 本調査の取り扱い

- ① 本調査への参加実績は、今後の事業者公募等における評価の対象とはなりません。
- ② 本調査は参加者のアイデア及びノウハウ保護のため個別に行います。
- ③ 参加者及び市の対話内容については、調査時点のものとして取り扱います。

(2) 費用の取り扱い

本調査に要する費用（書類作成、交通費等）については、参加事業者の負担とします。

(3) 本調査後の協力

今後、追加調査やアンケート等を実施する際はご協力をお願いします。

(4) 本市が指定する事業者の同席

本調査の際、本市が発注する「日向市図書館複合施設整備基本構想策定支援業務」の受託者であるアカデミック・リソース・ガイド株式会社の社員が同席します。

(5) 結果の公表

- ① 実施結果については、概要をホームページ等で公表します。
- ② 公表にあたっては、事前に参加者に内容の確認を行います。
- ③ 参加者の名称及びノウハウに係る内容は公表しません。
ただし、「日向市情報公開条例」の規定に基づき公開の対象となることがあります。